

住民監査請求書

第1 請求の趣旨

1 県知事は、次の各議員に対し同議員らが違法に支出した次の政務調査費の不当利益返還請求をせよ

- (1) 井出益弘議員に対し金 159万0582円
- (2) 尾崎要二議員に対し金 241万2190円
- (3) 坂本登議員に対し金 114万0910円
- (4) 長坂隆司議員に対し金 292万6437円

2 県知事は仁坂吉伸知事に対し、同知事の次の各議員に対する各違法支出金の不当利益得返還請求権の不行使によって県が蒙った各損害の賠償請求をせよ

- (1) 井出益弘議員に対する 192万9119円
- (2) 小川武元議員に対する 348万9626円
- (3) 大沢広太郎元議員に対する 524万0529円
- (4) 尾崎要二議員に対する 408万9144円
- (5) 坂本登議員に対する 209万4923円
- (6) 下川俊樹元議員に対する 89万1203円
- (7) 長坂隆司議員に対する 479万9230円
- (8) 野見山海元議員に対する 310万8413円
- (9) 平越孝哉元議員に対する 189万4982円

との措置を講じるよう県知事に勧告することを求める。

第2 請求の理由

1 当事者

- (1) 請求人 請求人らは和歌山県内に居住する住民であり、地方公共団体の不正行為の監視・是正活動を行っている市民オンブズマンわかやまの構成メンバーである。
- (2) ①井出益弘、②小川武、③大沢広太郎、④尾崎要二、⑤坂本登、⑥下川俊樹、⑦長坂隆司、⑧野見山海、⑨平越孝哉

同人らは、政務調査費を受領した当時、和歌山県議会議員であ

り、受領した政務調査費の一部を違法に支出し不当に利得している相手方らである。

(3) 仁坂吉伸 同人は、現職の知事（以下、「仁坂知事」という）であり、前記各議員に対する不当利得返還請求権の行使をいたずらに怠った相手方である。

2 政務調査費（公金）の受領及び不当利得

上記各議員は、平成19年度～同24年度に、地方自治法及び和歌山県政務調査費の交付に関する条例（但し、現行条例が平成25年3月1日に施行される前の旧条例。以下、単に「本件条例」という。）、和歌山県政務調査費の交付に関する規程（但し、現行規程が平成25年3月1日に施行される前の旧規程。以下、単に「本件規程」という。）に基づき政務調査費を受領し、政務調査費としては充てることのできない経費に違法に支出し、もって不当利得している。

3 確定判決とその準拠

和歌山県議会議員が使途した政務調査費の違法支出をめぐっては、すでに2件の確定判決が存する。すなわち、平成26年2月に確定した平成14年度～同17年度の事務所費、事務費、人件費支出の一部違法を認めた判決【大阪高等裁判所平成25年（行コ）第40号事件（原審・和歌山地方裁判所平成19年（行ウ）第7号）】（以下「第一次訴訟確定判決」という）及び、昨年8月に確定した平成18年度の事務所費、事務費、人件費支出の一部違法を認めた判決【大阪高等裁判所平成26年（行コ）第182号事件（原審・和歌山地方裁判所平成23年（行ウ）第7号）】（以下「第二次訴訟確定判決」という）である（資料10の9～11）。両確定判決は、政務調査用事務所に他の目的の事務所が併設されている場合、当該事務所の費用として支出された事務費、人件費等については、按分した金額についてのみ政務調査費を支出できると判示し、とりわけ、第二次訴訟確定判決は、支出した議員側からも保存期間超過を理由にそれらの支出に関する裏付け証拠の提出が一切ない元で、第一次訴訟確定判決に準拠して一部違法を認めたのである。

そうすると、本件においても、支出の裏付け証拠の保存期間が超過しているとして議員側に支出の裏付け証拠資料等が一切ないとしても、両確定判決が対象とする平成14年度～同18年度に引き続く事務所費、事務費、人件費の支出であり、かつ、その後に、事実関係の変更が推認される特段の事情が認められないことから、

両確定判決の判示は、本件住民監査請求においても基本的に準拠できると解すべきである。

4 各議員の違法支出

(1) 井出益弘議員（以下単に「井出議員」という）

① 2件の確定判決の内容

井出議員の上記2件の確定判決の内容は、次のとおりであった（資料10の9～11[以下同じ]）。

ア 事務所設置状況等

井出議員は、自宅（和歌山市栗375-23）とは別の場所である同市善明寺1-14に政務調査用事務所を設置している。この建物には、①「和歌山総合コンサルタント」の名称により行政書士及び宅建業が経営されていたほか、②後援会、③政治団体「井出益弘を育てる会」、④同「ますひろ会」、⑤「自由民主党紀北支部」及び⑥「和歌山経営者連絡研究会」が併設されていた。

イ 人件費と按分率

前記アの認定事実のとおり、他の目的のものが併設されているから、同事務所の人件費は、社会通念上相当な按分割合として、その7分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

② 本事務所設置状況等

井出議員は、平成19年度～同24年度の間も、自宅（同市栗375-23）とは別の場所である和歌山市善明寺1-14に政務調査用事務所を設置していた。この建物には、①「和歌山総合コンサルタント」の名称により行政書士及び宅建業が経営されていたほか、②後援会、③政治団体「井出益弘を育てる会」、④同「ますひろ会」、⑤「自由民主党紀北支部」及び⑥「和歌山経営者連絡研究会」が併設されていた、と容易に推認できる（資料1の1～18、同10の3～11）。

③ 本事務費とその違法

ア 井出議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載の通り平成24年度に34万4280円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「通信費・事務消耗品等」とする以外に何の説明もない（資料1の8）。そ

ういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 上記②のとおり井出議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、同事務所の事務費は、社会通念上相当な按分割合として、その7分の1を超えて政務調査費を支出した部分である29万5097円の支出は違法である。

④ 本件人件費とその違法

ア 井出議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載の通り5月以降平成19年度82万3920円、平成20年度69万6000円、同21年度69万4400円、同22年度78万2240円、平成23年4月7万8000円、5月以降平成23年度94万9400円、平成24年度56万2000円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「人件費」とする以外に何の説明もない（資料1の2～8）。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 上記②のとおり井出議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、同事務所の人件費は、社会通念上相当な按分割合として、その7分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度70万6217円、平成20年度59万6571円、同21年度59万5200円、同22年度67万0491円、平成23年4月6万6857円、5月以降平成23年度81万3771円、平成24年度48万1714円の支出は違法である。

⑤ 小活

よって、井出議員の違法支出の各年度の合計は、5月以降平成19年度70万6217円、平成20年度59万6571円、同21年度59万5200円、同22年度67万0491円、平成23年4月6万6857円、5月以降平成23年度81万3771円、平成24年度77万6811円であり、その総合計は422万5918円となる。

(2) 小川武元議員（以下単に「小川元議員」という）

① 2件の確定判決内容

小川元議員の上記2件の確定判決の内容は次のとおりであった（資料10の9～11）。

ア 事務所設置状況等

小川元議員は、自宅（和歌山市和歌浦中一丁目3-42）とは別の場所である同市広道20番地所在の第2田中ビル3階に政務調査用事務所を設置し、同所には後援会も設置されていた。

イ 事務所費、事務費、人件費と按分率

前記アの認定事実のとおり、他の目的のものが併設されているから、同事務所の事務所費、事務費、人件費は、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

② 本件事務所設置状況等

小川元議員は、平成19年度～同23年度4月の間も、自宅（和歌山市和歌浦中一丁目3-42）とは別の場所である同市広道20番地所在の第2田中ビル3階に政務調査用事務所を設置し、同所には後援会も設置されていた、と容易に推認できる（資料2の1～8、同10の3～11）。

③ 本件事務所費とその違法

ア 小川元議員は、事務所費として、政務調査費収支報告書の記載の通り5月以降平成19年度75万9511円、平成20年度82万6201円、同21年度31万7997円、同22年度31万3531円、平成23年4月3万2166円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務所賃借料・光熱水費等」とする以外に何の説明もない（資料2の2～6）。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 上記②のとおり小川元議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、同事務所の事務費は、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度37万9755円、平成20年度41万3100円、同21年度15万8998円、同22年度15万6765円、平成23年4月1万6083円の支出は違法である。

④ 本件事務費とその違法

ア 小川元議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載の通り5月以降平成19年度56万2369円、平成20年度44万4685円、同21年度34万8451円、同22年度40万6117円、平成23年4月6万

4110円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「通信費・事務機器借上費等」とする以外に何の説明もない（資料2の2～6）。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 上記②のとおり小川元議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、同事務所の事務費は、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度28万1184円、平成20年度22万2342円、同21年度17万4225円、同22年度20万3058円、平成23年4月3万2055円の支出は違法である。

⑤ 本件人件費とその違法

ア 小川元議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載の通り5月以降平成19年度158万円、平成20年度166万円、同21年度122万4000円、同22年度122万4000円、平成23年4月11万800円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」とする以外に何の説明もない（資料2の2～6）。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 上記②のとおり小川元議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、同事務所の人件費は、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度79万円、平成20年度83万円、同21年度61万2000円、同22年度61万2000円、平成23年4月5万9000円の支出は違法である。

⑥ 小活

よって、小川元議員の違法支出の各年度の合計は、5月以降平成19年度145万0939円、平成20年度146万5442円、同21年度94万5223円、同22年度97万1823円、平成23年4月10万7138円であり、その総合計は494万0565円となる。

(3) 大沢広太郎元議員（以下単に「大沢元議員」という）

① 2件の確定判決の内容

大沢元議員に関する上記2件の確定判決の内容は次のとおりであった。

ア 事務所設置状況等

大沢元議員は、自宅（和歌山県田辺市湊1036）に政務調査用事務所を設置し、同所には①後援会、②「自由民主党紀伊田辺支部」、③「自由民主党和歌山県田辺市第一支部」及び④政治団体「広友会」も併設されていた。

イ 事務所費、事務費（但し次の固定電話使用料及び携帯電話使用料を除く事務費）と按分率

前記アの認定事実のとおり、他の目的のものが併設されているから、同事務所費及び事務費（但し次の固定電話使用料及び携帯電話使用料を除く事務費）は、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ 固定電話使用料と按分率

大沢元議員は、政務調査用事務所の固定電話（0739-22-4145、0739-25-01126、0739-25-3667の3回線分）の使用料につき、平成16年度は合計20万6062円、平成17年度は合計29万7853円を支払っている。

そこで、平成18年度にはその平均額である25万1957円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、前記アの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その6分の1を超える支出を違法とした。

エ 携帯電話使用料と按分率

大沢元議員は、携帯電話（090-4030-0864）の使用料につき、平成16年度は合計7万7703円、平成17年度は合計7万8456円を支払っている。

そこで、平成18年度にはその平均額である7万8079円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、前記アの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その6分の1を超える支出を違法とした。

オ 人件費

大沢元議員は、平成15年4月以降、同人の妻である大沢敏江を雇用していたとする供述は信用できず、同議員が妻を雇用していた事実を認めることはできない。

そこで、平成18年3月末日まで、妻の雇用が認められないのであるから、平成18年度においても同様に人件費の支出はなかったものと推認するのが相当である。

② 本件事務所設置状況等

大沢元議員は、平成19年度～同23年4月の間も、自宅（和歌山県田辺市湊1036）に政務調査用事務所を設置し、同所には①後援会、②「自由民主党紀伊田辺支部」、③「自由民主党和歌山県田辺市第一支部」及び④政治団体「広友会」も併設されていた、と容易に推認できる（資料3の1～8、同10の3～11）。

③ 本件事務所費とその違法

ア 大沢元議員は、事務所費として、政務調査費収支報告書の記載の通り5月以降平成19年度15万4000円、平成20年度～同22年度に各16万8000円、平成23年4月1万4000円を支出している。また、同収支報告書の主たる内訳欄には、「駐車場（来客用）」とする以外に何の説明もない（資料3の2～6）。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 上記②のとおり大沢元議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、同事務所の事務所費は、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度12万3200円、平成20年度～同22年度各13万4400円、同23年4月1万1200円の支出は違法である。

④ 本件事務費とその違法

ア 大沢元議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載の通り5月以降平成19年度74万1726円、平成20年度69万9643円、同21年度69万6459円、同22年度83万0712円、同23年4月6万3447円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務機器借入費、通信費、事務用品購入費他」とする以外に何の説明もない（資料3の2～6）。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 固定電話使用料

大沢元議員は、政務調査用事務所の固定電話代として、5月以降平成19年度23万0961円（25万1957円の11/12）、平成20年度～同22年度に各25万1957円及び同23年4月に2万0996円（25万1957円の1/12）を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、前記②の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その6分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度19万2467円、平成20年度～同22年度各20万9964円、同23年4月1万7497円の支出は違法である。

ウ 携帯電話使用料

大沢元議員は、携帯電話使用料として、5月以降平成19年度7万1572円（7万8079円の11/12）、平成20年度～同22年度に各7万8079円及び同23年4月6507円（7万8079円の1/12）を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、前記②の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その6分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度5万9643円、平成20年度～同22年度各6万5066円、同23年4月5422円の支出は違法である。

エ 事務機器借入費、通信費、事務用品購入費等の事務費として、5月以降平成19年度43万9193円、同20年度36万9607円、同21年度36万6423円、同22年度50万0676円、同23年4月3万7029円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、前記②の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度35万1354円、平成20年度29万5686円、同21年度29万3138円、同22年度40万0541円、同23年4月5422円の支出は違法である。

⑤ 本件人件費とその違法

ア 大沢元議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載の通り5月以降平成19年度88万円、平成20年度～同22年度に各96万円、同23年4月8万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事

務員雇用経費」とする以外に何の説明もない（資料3の2～6）。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 上記の間も、上記判決と同じような状況であったと推認できるところ、妻の雇用が認められないであるから、上記の間も同様に人件費の各支出はなかったものと推認するのが相当である。

⑥ 小活

よって、大沢元議員の違法支出の各年度の合計は、5月以降平成19年度160万6664円、平成20年度166万5116円、同21年度166万2568円、同22年度176万9971円、平成23年4月14万2874円であり、その総合計は684万7193円となる。

(4) 尾崎要二議員

① 2件の確定判決の内容

尾崎要二議員に関する上記2件の確定判決の内容は次のとおりであった）。

ア 事務所設置状況等

尾崎要二議員の政務調査用事務所（和歌山県海南市下津町上563番地2）は、自宅に設置されており、①後援会、②「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」及び③政治団体「要政会」と併設されていた。

イ 固定電話使用料と按分率

尾崎要二議員は、固定電話（073-492-4884）の使用料につき、平成16年度（5月以降）は合計10万6772円、平成17年度は合計4万4130円を支払っている。そこで、平成18年度にはその平均額である13万0905円を支払ったものと推認するのが相当である（平均額の算出は、平成16年5月から平成18年3月まで〔23か月分〕の平均額を12倍する方法による。以下同様。）。

そして、前記アの認定事実の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超える支出を違法とした。

ウ ファックス用電話使用料と按分率

尾崎要二議員は、ファックス用電話（073-492-5187）の使用料として、平成16年度（5月以降）は合計5万2449円、平成17年度は合計5万0025円を支払っている。そこで、平成18年度にはその平均

額である5万3465円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、前記アの認定事実の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超える支出は違法である。

工 携帯電話使用料と按分率

尾崎要二議員は、携帯電話3つ（①090-3350-4750, ②090-7092-5377又は080-7092-5377, ③090-7109-7107）の使用料につき、平成16年度（5月分以降）は合計15万1227円支払っているが、そのうち3万5471円は同議員の家族が使用する携帯電話の使用料であり、平成17年度は合計20万6449円を支払っているが、そのうち3万2054円は同議員の家族が使用する携帯電話の使用料であった。

のことからすると、平成18年度にはその平均額である18万6614円を支払っており、尾崎要二議員自身の携帯電話の使用料は15万1384円であったと推認するのが相当である。

そして、前記アの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超える支出は違法である。

才 事務用品と按分率

尾崎議員は、政務調査用事務所の事務用品購入費等として74万2628円を支出した。

そして、前記アの併用状況から、「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」の備品・消耗品費を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える支出は違法である。

力 人件費の按分率

前記アの併用状況から「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」の人件費を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える支出は違法である。

② 本件事務所設置状況等

尾崎要二議員は、平成19年度～同24年度の間も、政務調査用事務所は和歌山県海南市下津町上563番地2の自宅に設置されており、①後援会、②「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」及び③政治団体「要政会」と併設されてい

た，と容易に推認できる（資料4の1～9，同10の3～11）。

③ 本件事務費とその違法

ア 尾崎要二議員は，事務費として，政務調査費収支報告書の記載の通り5月以降平成19年度106万3589円，平成20年度99万9192円，同21年度98万3006円，同22年度81万3563円，同23年4月1万6982円，5月以降同23年度76万7318円，同24年度77万1534円を支出しており，同収支報告書の主たる内訳欄には，「事務用品購入，通信費等」とする以外に何の説明もない（資料4の2～8）。そういうことからすれば，上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 固定電話使用料

尾崎要二議員は，固定電話の使用料として，5月以降平成19年度11万9996円（13万0905円の11/12），平成20年度～同22年度に各13万0905円，5月以降平成23年度11万9996円（13万0905円の11/12），同24年度13万0905円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして，前記②の併用状況から，社会通念上相当な按分割合として，その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度9万5997円，平成20年度～同22年度に各10万4724円，5月以降平成23年度9万5997円，同24年度10万4724円の支出は違法である。

ウ ファックス電話使用料

尾崎要二議員は，ファックス電話使用料として，5月以降平成19年度4万9010円（5万3465円の11/12），平成20年度～同22年度に各5万3465円，5月以降平成23年度4万9010円（5万3465円の11/12），同24年度5万3465円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして，前記②の併用状況から，社会通念上相当な按分割合として，その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度3万9208円，平成20年度～同22年度に各4万2772円，5月以降平成23年度3万9208円，同24年度4万2772円の支出は違法である。

エ 携帯電話使用料

尾崎要二議員は、尾崎要二議員自身の携帯電話使用料として、5月以降平成19年度13万8769円（尾崎要二議員自身の使用料15万1384円の11/12、以下同じ。）、平成20年度～同22年度に各15万1384円、5月以降平成23年度13万8769円、同24年度に15万1384円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、前記②の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度11万1015円、平成20年度～同22年度に各12万1107円、5月以降平成23年度11万1015円、同24年度12万1107円の支出は違法である。

オ 事務用品購入費、通信費等の事務費として、5月以降平成19年度75万5814円、同20年度66万3438円、同21年度64万7252円、同22年度47万7809円、同23年4月1万6982円、5月以降同23年度45万9543円、同24年度43万5780円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、前記②の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度56万6860円、平成20年度49万7578円、同21年度48万5439円、同22年度35万8357円、同23年4月1万2736円、5月以降同23年度34万4657円、同24年度32万6835円の支出は違法である。

④ 本件人件費とその違法

ア 尾崎要二議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載の通り5月以降平成19年度70万7000円、平成20年度81万0800円、同21年度73万5000円、同22年度97万6500円、同23年4月5万円、5月以降同23年度67万4500円、同24年度96万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」とする以外に何の説明もない（資料4の2～8）。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 上記②のとおり尾崎要二議員の政務調査用事務所には、他の目的のもの

が併設されているから、同事務所の人物費は、社会通念上相当な割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度53万0250円、平成20年度60万8100円、同21年度55万1250円、同22年度73万2375円、平成23年4月3万7500円、5月以降同23年度50万5875円、同24年度72万円の支出は違法である。

⑤ 小括

よって、尾崎要二議員の違法支出の各年度の合計は、5月以降平成19年度134万3330円、平成20年度137万4281円、同21年度130万5292円、同22年度135万9335円、同23年4月5万0236円、5月以降同23年度109万6752円、同24年度131万5438円であり、その総合計は784万4664円となる。

(5) 坂本登議員（以下単に「坂本議員」という）

① 2件の確定判決の内容

坂本議員に関する上記2件の確定判決の内容は次のとおりであった。

ア 事務所設置状況等

坂本議員は、自宅（和歌山県日高郡みなべ町谷口352-5）とは別の場所である①和歌山県日高郡みなべ町南道352、②同郡日高町荊木13、③同郡美山村初湯川20に政務調査用事務所を設置していた。そのうち①の事務所には、①後援会、②株式会社坂本農園（以下「坂本農園」という）及び③株式会社坂本建設（以下「坂本建設」という）が併設されていた。なお、坂本建設、後援会及び「自由民主党和歌山県日高郡第一支部」は、坂本議員の自宅に設置されていた。

イ 事務所費

坂本議員は、同人作成の陳述書において、上記②の事務所につき、管理者であった村寄悦子に対し、平成17年度に賃料月額3万（年間36万円）を支払っており光熱費も支払ったなどと供述する（資料5の9）。しかし、坂本議員の供述は不自然であって信用できず、坂本議員が平成17年度に政務調査用事務所の賃料等を支払ったとは認められない。

そういうことから、平成18年度についても同様に賃料の支払いは認めら

れないこととなる。

ウ 携帯電話使用料（事務費）と按分率

坂本議員は、平成16年度において、合計43万1629円を携帯電話使用料として支払っている。そこで、平成18年度にも同額を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記アの各活動や私的用途にも携帯電話を利用していたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その6分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

エ 事務用品（事務費）と按分率

坂本議員は、平成18年度に政務調査用事務所の事務用品購入費等として、4万2041円を支出した。そして、坂本議員の政務調査用事務所のうち1つは、他の目的のものが併設されているが、事務用品等がどの政務調査用事務所で使用されたか明らかでないため、社会通念上相当な按分割合として、その4分の3を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

オ 人件費と按分率

人件費については、3カ所ある政務調査用事務所のどれに雇用されているものであるか明らかでない上、①の事務所については他の目的のものが併設されている。そこで、社会通念上相当な按分割合として、その4分の3を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

② 本事務所設置状況等

坂本議員は、平成19年度～同24年度の間も、自宅（和歌山県日高郡みなべ町谷口352-5）とは別の場所である①和歌山県日高郡みなべ町南道352、②同郡日高町荊木13、③同郡美山村初湯川20に政務調査用事務所を設置していた。そのうち①の事務所には、①後援会、②株式会社坂本農園（以下「坂本農園」という）及び③株式会社坂本建設（以下「坂本建設」という）が併設されていた。なお、坂本建設、後援会及び「自由民主党和歌山県日高郡第一支部」は、坂本議員の自宅に設置されていた、と容易に推認できる（資料5の1～9、同10の3～11）。

③ 本事務所費とその違法

ア 坂本議員は、事務所費として、政務調査費収支報告書の記載の通り5月以降平成19年度38万5000円、平成20年度48万0000円、同21

年度41万0255円、同22年度21万1566円、同23年4月1万7941円、5月以降同23年度11万6674円、同24年度12万0238円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務所経費」「賃貸料等」「光熱費」とする以外に何の説明もない（資料4の2～8）。そのうち5月以降平成19年度～平成21年度までは、平成18年度までの賃料である月3万円（年間36万円）を超える支出をしていることからすれば、その間については、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

平成17年度及び同18年度も政務調査用事務所の賃料等を支払ったとは認められないものであるから、同様に、5月以降平成19年度33万円、同20年度36万円、同21年度36万円賃料の支払いは認められない。

イ 前記以外の事務所費の支出（5月以降平成19年度5万5000円、平成20年度12万円、同21年度5万0255円、その後は前記支出額の全額）については、上記②の設置状況であったのであるから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の3を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度1万3750円、平成20年度3万円、同21年度1万2564円、同22年度5万2891円、同23年4月4485円、5月以降同23年度2万9168円、同24年度3万0059円は違法である。

④ 本件事務費とその違法

ア 坂本議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載の通り5月以降平成19年度17万2240円、平成20年度25万4732円、同21年度38万7886円、同22年度53万0370円、同23年4月8万0386円、5月以降同23年度61万3089円、同24年度60万3300円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務用品・電話等」とする以外に何の説明もない（資料5の2～8）。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 携帯電話使用料

坂本議員は、携帯電話使用料として、平成22年度～同24年度に各43万1629円（4月分と5月以降に分かれている年度は43万1629円の1/12と11/12）を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、前記②の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その

6分の1を超えて政務調査費を支出した部分である平成22年度～同24年度に各35万9691円（4月分と5月以降に分かれている年度は35万9691円の1/12と11/12）の支出は違法である。

ウ 事務用品等

坂本議員は、事務用品等の事務費として、5月以降平成19年度17万2240円、同20年度25万4732円、同21年度38万7886円、同22年度9万8741円、同23年4月4万4417円、5月以降同23年度21万74293円、同24年度17万1671円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、上記②の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その4分の3を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度4万3060円、平成20年度6万3683円、同21年度9万6971円、同22年度2万4685円、同23年4月1万1104円、5月以降同23年度5万4357円、同24年度4万2918円の支出は違法である。

⑤ 本件人件費とその違法

ア 坂本議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載の通り5月以降平成19年度99万円、平成20年度74万円、同21年度98万円、同22年度96万5500円、同23年4月7万円、5月以降同23年度53万円、同24年度65万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」とする以外に何の説明もない（資料5の2～8）。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 上記②の併設状況からすると人件費の社会通念上相当な按分割合として、その4分の3を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度24万7500円、平成20年度18万5000円、同21年度24万5000円、同22年度24万1375円、平成23年4月1万7500円、5月以降同23年度13万2500円、同24年度16万2500円の支出は違法である。

⑥ 小活

よって、坂本議員の違法支出の各年度の合計は、5月以降平成19年度63万4310円、平成20年度63万8683円、同21年度71万453

5円、同22年度67万8642円、同23年4月6万3063円、5月以降同23年度54万5742円、同24年度59万5168円であり、その総合計は387万0143円となる。

(6) 下川俊樹元議員（以下単に「下川元議員」という）

① 2件の確定判決の内容

下川元議員に関する上記2件の確定判決の内容は次のとおりであった。

ア 事務所設置状況等

下川元議員は、自宅（和歌山県新宮市下田一丁目2番22号）に政務調査用事務所を設置しており、自宅には後援会が併設されていた。

イ 事務用品（事務費）と按分率

下川元議員は、政務調査用事務所の事務用品購入を支出した。同事務用品等は、他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ 人件費と按分率

下川元議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、同事務所の人件費は、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

② 本件事務所設置状況等

下川元議員は、平成19年度～同21年9月の間も、自宅（和歌山県新宮市下田一丁目2番22号）に政務調査用事務所を設置しており、自宅には後援会が併設されていた、と容易に推認できる（資料6の1～5、資料10の3～5）。

③ 本件事務費とその違法

ア 下川元議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載の通り5月以降平成19年度12万8728円、平成20年度22万6446円、同21年4月～9月分11万5961円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「通信費（電話、切手等）事務用品購入費等」とする以外に何の説明もない（資料6の2～4）。そういうことから、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 上記②の併用状況からすると事務費の社会通念上相当な按分割合として、

その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度6万4364円、平成20年度11万3223円、同21年4月～9月分5万7980円の支出は違法である。

④ 本件人件費とその違法

ア 下川元議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載の通り5月以降平成19年度88万円、平成20年度96万円、同21年4月～9月分48万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」とする以外に何の説明もない（資料6の2～4）。そういうことから、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 上記②の併用状況からすると人件費の社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度44万円、平成20年度48万円、同21年4月～9月分24万円の支出は違法である。

⑤ 小活

よって、下川元議員の違法支出の各年度の合計は、5月以降平成19年度50万4364円、平成20年度59万3223円、同21年4月～9月分29万7980円であり、その総合計は139万5567円となる。

(7) 長坂隆司議員（以下「長坂議員」という）

① 2件の確定判決の内容

長坂議員に関する上記2件の確定判決の内容は次のとおりであった。

ア 事務所設置状況等

長坂議員は、自宅（和歌山市東高松二丁目9番36号）と同一敷地内のビル内に政務調査用事務所を設置し、そこには、①後援会、②政治団体「長坂政策研究所」及び③テナント「リビングタカマツ」が併設されていた。

イ 事務所費と按分率

政務調査用事務所の事務所費に「長坂政策研究所」の事務所費及び光熱水費を加えた上で、前記アの認定事実のとおり、長坂議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える支出を違法とした。

ウ 事務費と按分率

政務調査用事務所の事務費に「長坂政策研究所」の備品・消耗品費を加えた上で、上記アの認定事実のとおり、長坂議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える支出を違法とした。

エ 人件費と按分率

政務調査用事務所の人件費に「長坂政策研究所」の人件費を加えた上で、上記アの認定事実のとおり、長坂議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える支出を違法とした。

② 本事務所設置状況等

長坂議員は、平成19年度～同24年度の間も、自宅（和歌山市東高松二丁目9番36号）と同一敷地内のビル内に政務調査用事務所を設置し、そこには、①後援会、②政治団体「長坂政策研究所」及び③テナント「リビングタカマツ」が併設されていた、と容易に推認できる（資料7の1～9、資料10の3～11）。

③ 本事務所費とその違法

ア 長坂議員は、事務所費として、政務調査費収支報告書の記載の通り5月以降平成19年度66万8874円、平成20年度75万2809円、同21年度71万0019円、同22年度83万5459円、同23年4月6万7448円、5月以降同23年度65万6129円、同24年度71万2387円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「光熱費、事務所賃借料」とする以外に何の説明もない（資料7の2～8）。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 前記②の併用状況からすれば、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える5月以降平成19年度50万1655円、平成20年度56万4607円、同21年度53万2514円、同22年度62万6594円、同23年4月5万0586円、5月以降同23年度49万2097円、同24年度53万4290円の支出は違法である。

④ 本事務費とその違法

ア 長坂議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載の通り5月以降

平成19年度41万4045円、平成20年度41万5941円、同21年度51万1255円、同22年度48万1408円、同23年4月3万4635円、5月以降同23年度44万8314円、同24年度36万0087円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「コピー機カウンタ一代、リース代、通信費（切手、葉書等）、電話代、携帯電話代、事務用品、文具購入費」とする以外に何の説明もない（資料7の2～8）。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 前記②の併用状況からすれば、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える5月以降平成19年度31万0534円、平成20年度31万1956円、同21年度38万3441円、同22年度36万1056円、同23年4月2万5976円、5月以降同23年度33万6235円、同24年度27万0065円の支出は違法である。

⑤ 本件人件費とその違法

ア 長坂議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載の通り5月以降平成19年度110万円、平成20年度～同22年度各84万円、同23年4月7万円、5月以降同23年度82万5000円、同24年度90万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」等とする以外に何の説明もない（資料7の2～8）。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 前記②の併用状況からすれば、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える5月以降平成19年度82万5000円、平成20年度～同22年度各63万円、同23年4月5万2500円、5月以降同23年度61万8750円、同24年度67万5000円の支出は違法である。

⑥ 小活

よって、長坂議員の違法支出の各年度の合計は、5月以降平成19年度163万7189円、平成20年度150万6563円、同21年度154万5955円、同22年度161万7650円、同23年4月12万9062円、5月以降同23年度144万7082円、同24年度147万9355円であり、その総合計は936万2856円となる。

(8) 野見山海元議員（以下「野見山元議員」という）

① 2件の確定判決の内容

野見山元議員に関する上記2件の確定判決の内容は次のとおりであった。

ア 事務所設置状況等

野見山元議員は、自宅（和歌山県田辺市下万呂945-42）に政務調査用事務所を設置し、自宅には①後援会、②「社会民主党和歌山県田辺支部」及び③政治団体「あつみ会」が併設されていた。なお、野見山議員が代表者を務める「社会民主党和歌山県連合」が上記とは別の場所に設置されていた。

イ 固定電話使用料と按分率

野見山元議員は、自宅の固定電話（0739-22-9948）の使用料として、平成16年度合計17万0575円、平成17年度（2月分まで）は合計13万2057円を支払っている。

そこで、平成18年度にもその平均額である15万7895円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、前記アの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超える支出は違法である。

ウ 携帯電話使用料と按分率

野見山元議員は、携帯電話（090-8988-0593）の使用料として、平成16年度は合計12万2045円、平成17年度は合計8万3140円を支払っている。

そこで、平成18年度にはその平均額である10万2593円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、前記アの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その6分の1を超える支出は違法である。

エ 事務用品と按分率

野見山元議員は、政務調査用事務所の事務用品購入費等として29万4320円を支出した。

そして、前記アの併用状況から、「社会民主党和歌山県田辺支部」と後援会の各備品・消耗品費を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える支出は違法である。

オ 人件費

野見山元議員は、平成15年度ないし同17年度に、森本好治を雇用し月額6万円を支払ったと供述するが、同元議員の供述は信用できず、森本好治の賃金は議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費とは認められない。

また、野見山元議員は、平成15年度ないし同17年度において、同人の妻である野見山候子を雇用し月額賃金2万円を支払ったと供述するが、同元議員の供述は信用できず、野見山候子の賃金は議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費とは認められない。

そこで、平成18年3月末日まで、妻の雇用が認められないのであるから、平成18年度においても同様に人件費の支出はなかったものと推認するのが相当である。

以上から、野見山元議員が平成18年度より前に森本好治や野見山候子に対して賃金を支払ったと認めることはできないのであるから、同18年度においても、同様に人件費の支出はなかったものと推認するのが相当である。

② 本事務所設置状況等

野見山元議員は、平成19年度～同22年度の間も、自宅（和歌山県田辺市下万呂945-42）に政務調査用事務所を設置し、自宅には①後援会、②「社会民主党和歌山県田辺支部」及び③政治団体「あつみ会」が併設されていた。なお、野見山議員が代表者を務める「社会民主党和歌山県連合」が上記とは別の場所に設置されていた、と容易に推認できる（資料8の1～6、資料10の3～11）。

③ 本事務費とその違法

ア 野見山元議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載の通り5月以降平成19年度40万3589円、平成20年度40万6459円、同21年度35万7389円、同22年度43万4927円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「コピー機リース代、事務用品、通信費（NTT、携帯）等」とする以外に何の説明もない（資料8の2～5）。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 固定電話使用料

野見山元議員は、固定電話の使用料として、5月以降平成19年度14万

4737円（15万7895円の11/12），平成20年度～同22年度に各15万7895円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして，前記②の併用状況から，社会通念上相当な按分割合として，その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度11万5790円，平成20年度～同22年度に各12万6316円の支出は違法である。

ウ 携帯電話使用料

野見山元議員は，携帯電話使用料として，5月以降平成19年度9万4044円（10万2593円の11/12），平成20年度～同22年度に各10万2593円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして，前記②の併用状況から，社会通念上相当な按分割合として，その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度7万8370円，平成20年度～同22年度に各8万5494円の支出は違法である。

エ 事務用品購入費，通信費等の事務費として，5月以降平成19年度16万4865円，同20年度14万5971円，同21年度9万6901円，同22年度17万4439円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして，前記②の併用状況から，社会通念上相当な按分割合として，その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度12万3649円，平成20年度10万9478円，同21年度7万2676円，同22年度13万0829円の支出は違法である。

④ 本件人件費とその違法

ア 野見山元議員は，人件費として，政務調査費収支報告書の記載の通り5月以降平成19年度66万円，平成20年度から同22年度各72万円を支出しており，同収支報告書の主たる内訳欄には，「事務員雇用経費」とする以外に何の説明もない（資料4の2～8）。そういうことからすると，上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 前記の各年度の支出金額は月6万円に相当するところ，平成18年度まで雇用していたとされる森本好治の賃金と同一であるから，前記の期間も同氏を雇用していたと推認できる。そうすると，同氏の賃金は議員が行う

調査研究を補助する職員を雇用する経費とは認められないのであるから、上記の間も人件費の各支出はなかったものと推認するのが相当である。

⑤ 小活

よって、野見山元議員の違法支出の各年度の合計は、5月以降平成19年度97万7809円、平成20年度104万1288円、同21年度100万4486円、同22年度106万2639円であり、その総合計は408万6222円となる。

(9) 平越孝哉元議員（以下「平越元議員」という）

① 2件の確定判決の内容

平越元議員に関する上記2件の確定判決の内容は次のとおりであった。

ア 事務所設置状況等

平越元議員は、自宅（和歌山県伊都郡九度山町九度山1616番地）とは別の場所の和歌山県伊都郡九度山町慈尊院160に政務調査用事務所を設置し、そこには後援会が併設されていた。また、平越議員の自宅には「自由民主党和歌山県伊都郡第二支部」及び政治団体「平政会」が設置されていた。

イ 携帯電話使用料と按分率

平越元議員は、携帯電話の使用料として、平成16年度は合計20万1738円、平成17年度は合計19万6999円を支払っている。

そこで、平成18年度にはその平均額である19万9369円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、前記アの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超える支出は違法である。

ウ 事務用品と按分率

平越元議員は、政務調査用事務所の事務用品購入費等として3万5705円を支出した。

そして、前記アの併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超える支出は違法である。

エ 人件費と按分率

そして、前記アの併用状況から、人件費の社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超える支出は違法である。

② 本件事務所設置状況等

平越元議員は、平成19年度～同22年度の間も、自宅（和歌山県伊都郡九度山町九度山1616番地）とは別の場所の和歌山県伊都郡九度山町慈尊院160に政務調査用事務所を設置し、そこには後援会が併設されていた。また、平越議員の自宅には「自由民主党和歌山県伊都郡第二支部」及び政治団体「平政会」が設置されていた、と容易に推認できる（資料9の1～6、資料10の3～11）。

③ 本件事務費とその違法

ア 平越元議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載の通り5月以降平成19年度25万8139円、平成20年度17万3932円、同21年度21万3274円、同22年度28万3518円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「通信費（電話 切手）、事務用品購入費、備品購入費等」等とする以外に何の説明もない（資料9の2～5）。そういうことからすれば、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 携帯電話使用料

平越元議員は、携帯電話の使用料として、5月以降平成19年度18万2755円（19万9369円の11/12）、平成21年度と同22年度に各19万9369円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、前記②の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度14万6204円、平成21年度と同22年度に各15万9495円の支出は違法である。

ウ 事務用品購入費等の事務費として、5月以降平成19年度7万5384円、同20年度17万3932円、同21年度1万3905円、同22年度8万4149円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、前記②の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度3万7692円、平成20年度8万6966円、同21年度6952円、同22年度4万2074円の支出は違法である。

④ 本件人件費とその違法

ア 平越元議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載の通り5月以降平成19年度88万円、平成20年度から同22年度各96万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」とする以外に何の説明もない（資料9の2～5）。そういうことからすると、上記両確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

イ 上記②の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分である5月以降平成19年度44万円、平成20年度から同22年度各48万円の支出は違法である。

⑤ 小活

よって、平越元議員の違法支出の各年度の合計は、5月以降平成19年度62万3896円、平成20年度56万6966円、同21年度64万6447円、同22年度68万1569円であり、その総合計は251万8878円となる。

5 不当利得と県の損害

上記各議員は、上記のとおり違法に支出した政務調査費を不当に利得しており、県は同等額の損害を被っている。

6 不当利得返還請求権の消滅時効とその起算日

違法に支出された政務調査費の不当利得返還請求権は、公法上の債権であり、同請求権の消滅時効期間は、地方自治法236条1項前段により5年であると解されている。また、その起算日は、各支出日から進行するものと解されている。

7 本件の各支出日

(1) 事務所費

事務所費から支出できる事務所の賃借料や光熱水費は、概ね月末支払いであると推量できることから、各議員の事務所費にかかる支払日は毎月末日と見なすのが相当である。

(2) 事務費

① 固定電話及びFAX電話使用料

固定電話及びFAX電話使用料の各議員の支払日は、同電話の事業を行っている西日本電信電話株式会社を利用したものが一般的であるところ、同社の口座引き落とし日は毎月20日と設定されており、毎月20日と見なすのが相当

である（資料10の1）。

② 携帯電話使用料

携帯電話使用料の各議員の支払日は、携帯電話の事業を行っているNTTドコモの口座引き落とし日は毎月末日であるから、毎月末日と見なすのが相当である（資料10の2）。

③ 上記①②を除く事務用品・備品購入費等の事務費

上記①②を除く事務用品・備品購入費等の事務費の各議員の支払日は、毎月末日であったと見なすことが相当である。

(3) 人件費

人件費の各議員の支払日は、賃金等の支払いは後払いであり概ね20日から月末の間に支払われていると推量できることから、その平均である毎月25日であったと見なすのが相当である。

8 不当利得返還請求が可能な違法支出金

各議員の上記違法支出金のうち、5月以降平成23年度と同24年度の違法支出金は、前記の各支払日から未だ5年を経過していず、不当利得返還請求権の行使は可能であるところ、各議員のその金額は次のとおりである。

- (1) 井出議員 159万0582円。
- (2) 尾崎要二議員 241万2190円。
- (3) 坂本議員 114万0910円。
- (4) 長坂議員金 292万6437円。

9 不当利得返還請求の行使が不可能な違法支出金

翻って、平成23年4月分までの次の各議員の違法支出金については、上記の各支払日から5年を経過しており、不当利得返還請求権の行使は時効により不可能であると解さざるを得ない。仮に、そうだとしても、各議員は、違法に利得した政務調査費という県民の血税を個人の私的利息にしたことに何ら変わりがなく、議員としてはあるまじき行為に他ならず、それを返還しないのは不當である。この点、何らかの形で各議員に是正させることを求めるものである。

- (1) 井出議員 263万5336円。
- (2) 小川元議員 494万0565円。
- (3) 大沢元議員 684万7193円。

ず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使について裁量はない」と判示している。そうすると、前記不当利得返還請求権は、理由もなく放置する事が許されず、かつ、不行使についての裁量のない債権にもかかわらず仁坂知事は、いたずらに放置し理由もなくその行使を怠ったと解すべきである。

(4) それ故、その不行使により県が被った損害は、いたずらにその行使を怠った仁坂知事がその責めを負うべきであり、その不行使により不当利得返還請求が不可能になった相当の損害を賠償すべきである。

(5) そして、その行使は、上記原審判決日の平成25年1月29日から2ヶ月の間には行使できたと解すべきであり、不行使による責めは、同年4月1日から負うべきである。そうすると、その当時、上記9項で述べている消滅時効によりその行使が不可能と解される違法支出金のうち、平成19年度以前の支出を除き、その行使は可能であった。

(6) よって、仁坂知事は、同人の不当利得返還請求権の不行使によって、県は次の各議員の各違法支出金相当の損害を蒙ったと解されるところ、その損害を賠償すべきである。

11 仁坂知事の不当利得返還請求権の不行使によって県が被った損害。

- (1) 井出議員 192万9119円。
- (2) 小川元議員 348万9626円。
- (3) 大沢元議員 524万0529円。
- (4) 尾崎要二議員 408万9144円。
- (5) 坂本議員 209万4923円。
- (6) 下川元議員 89万1203円。
- (7) 長坂議員 479万9230円。
- (8) 野見山元議員 310万8413円。
- (9) 平越元議員 189万4982円。

12 仁坂吉伸知事の怠る事実

和歌山県を代表する仁坂吉伸知事は、県が被っている上記の損害の回復を図る不当利得返還請求権及び損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、今日に至るもその権限を何ら講じず違法に怠っている。

13 結論

- (4) 尾崎要二議員 543万2474円。
- (5) 坂本議員 272万9233円。
- (6) 下川元議員 139万5567円。
- (7) 長坂議員 643万6419円。
- (8) 野見山元議員 408万6222円。
- (9) 平越元議員 251万8878円。

10 仁坂吉伸知事の賠償責任

- (1) 第一次訴訟確定判決の原審である和歌山地方裁判所が平成25年1月29日に言い渡した判決は、「ある支出が調査研究のためでもあるし、他の目的のためでもあるという場合には、その全額に政務調査費を支出すべきではないから、社会通念上相当な割合によって按分した額に政務調査費を支出できると解するのが相当である。」として、他の目的が併存する場合には、当然に按分するべきであるとした上で、各議員の「政務調査用事務所」を特定し、その事務所に併用（自宅、会社、後援会、政党支部、政治団体等との併用）する団体を所在地等から認定し、当該併用使用団体数に応じて、併設事務所の実質的な存否、その活動の有無及び経費支弁の方法などの具体的なことを一切斟酌することなく、事務所費、事務費、人件費における社会通念上相当な按分率として採用し、当該按分率を超える部分の支出を違法とした。
- (2) 前記原審の判示からすると、当該原審判決において、政務調査用事務所に他の目的の事務所の併設を認定した議員の政務調査費の当該原審判決が対象とした翌年度すなわち平成18年度以降、平成24年度（当該原審の判決言渡日の属する年度）までの間の支出についても、事実関係の変更が推認される特段の事情が認められない限り、同様の併用に基づく按分割合を超える違法支出の存することが当然推認できる。それは、仁坂知事においても、当然、推認できたと解すことができる。このように、原審判決から推認できた違法支出に基づく損害の回復を求める不当利得返還請求債権は、客観的に存在する債権と解すべきである。
- (3) 和歌山県は、前記不当利得返還請求債権を有していたにもかかわらず仁坂知事は、その回復を図る措置をまったく講じず、かつ、講じないことに何の説明もせず、今日に至っている。この点、最高裁平成16年4月23日第二小法廷判決は、「客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりする事は許され

よって、請求の趣旨記載の勧告を求め、地方自治法第242条1項に基づき、事実証明を添付の上、請求する次第である。

添 付 資 料

1 井出議員関係

資料1の1	収支報告書（平成18年度）
資料1の2～8	収支報告書（5月以降平成19年度～平成24年度）
資料1の9	陳述書
資料1の10	「和歌山総合コンサルタント」の所在の分かる資料

2 小川元議員関係

資料2の1	収支報告書（平成18年度）
資料2の2～6	収支報告書（5月以降平成19年度～平成23年4月分）
資料2の7	陳述書
資料2の8	報告書

3 大沢元議員関係

資料3の1	収支報告書（平成18年度）
資料3の2～6	収支報告書（5月以降平成19年度～平成23年4月分）
資料3の7	陳述書
資料3の8	報告書

4 尾崎要二議員関係

資料4の1	収支報告書（平成18年度）
資料4の2～8	収支報告書（5月以降平成19年度～平成24年度）
資料4の9	陳述書

5 坂本議員関係

資料5の1	収支報告書（平成18年度）
資料5の2～8	収支報告書（5月以降平成19年度～平成24年度）
資料5の9	陳述書

6 下川元議員関係

資料6の1	収支報告書（平成18年度）
-------	---------------

資料6の2～4	収支報告書(5月以降平成19年度～平成21年9月分)
資料6の5	陳述書
7 長坂議員関係	
資料7の1	収支報告書(平成18年度)
資料7の2～8	収支報告書(5月以降平成19年度～平成24年度)
資料7の9	陳述書
8 野見山元議員関係	
資料8の1	収支報告書(平成18年度)
資料8の2～5	収支報告書(5月以降平成19年度～平成22年度)
資料8の6	陳述書
9 平越元議員関係	
資料9の1	収支報告書(平成18年度)
資料9の2～5	収支報告書(5月以降平成19年度～平成22年度)
資料9の6	陳述書
10 共通資料	
資料10の1	西日本電信電話(株)領収証
資料10の2	ドコモ料金領収証
資料10の3～8	政治団体一覧表及び政治団体一覧表
資料10の9～11	第一次訴訟及び第二次訴訟確定判決(本件各資料は、請求人らが平成27年9月2日付で行った住民監査請求に資料10～13として添付しておりそれを援用する。)

その他事実証明資料は追って提出する。

請求人 別紙請求人目録のとおり

2016年5月11日

1 井出益弘

確定判決内容等一覧表

第一次訴訟確定判決					
科目	内訳	支出額		第一次訴訟確定判決	
		H16年度	H17年度	平均	按分割合
人件費		1,600,000	1,600,000	1/7	
政調事務所 和歌山市善明寺1-14(自宅とは別の場所)					
①和歌山総合コンサルタント ②後援会 ③井出益弘を育てる会 ④ますひろ会 ⑤自由民主党紀北支部 ⑥和歌山経営者連絡研究会					
自宅					
和歌山市栗375-23					

第二次訴訟確定判決					
科目	内訳	取支報告書の金額		第二次訴訟確定判決	
		H18年度	支出額	按分割合	違法支出額
人件費					
		1,050,000	1,050,000	1/7	900,000
				合計	900,000

違法支出金等一覧表

科目	内訳	按分割合	5月以降H19年度		H20年度		H21年度		H22年度	
			収支報告書の金額	支出額	収支報告書の金額	支出額	違法支出額	支出額	収支報告書の金額	支出額
人件費	1/7		823,920	823,920	706,217	696,000	596,571	694,400	595,200	782,240
合計			823,920	823,920	706,217	696,000	596,571	694,400	595,200	782,240
政調事務所	和歌山市善明寺1-14(自宅とは別の場所)									
併設団体	①和歌山総合コンサルタント ②後援会 ③井出益弘を育てる会 ④ますひろ会 ⑤自由民主党紀北支部 ⑥和歌山経営者連絡研究会									
自宅	和歌山市栗375-23									

科目	内訳	按分割合	H23年4月		5月以降H23年度		H24年度			
			収支報告書の金額	支出額	収支報告書の金額	支出額	違法支出額	支出額	収支報告書の金額	支出額
事務費	1/7		0	0	0	0	0	0	344,280	295,097
人件費	1/7		78,000	78,000	66,857	949,400	813,771	562,000	481,714	
合計			78,000	78,000	66,857	949,400	813,771	906,280	776,811	
政調事務所	和歌山市善明寺1-14(自宅とは別の場所)									
併設団体	①和歌山総合コンサルタント ②後援会 ③井出益弘を育てる会 ④ますひろ会 ⑤自由民主党紀北支部 ⑥和歌山経営者連絡研究会									
自宅	和歌山市栗375-23									

知事への損害賠償請求権(H22年度～H23年4月分合計)	1,929,119円
------------------------------	------------

2 小川武

確定判決内容等一覧表

第一次訴訟確定判決					
科目	内訳	支出額			
		H16年度	H17年度	平均	按分割合
事務所費				1/2	
事務費				1/2	
人件費				1/2	
政調事務所	和歌山市広道20番地（自宅とは別の場所）				
併設団体	①後援会				
自宅	和歌山市和歌浦中一丁目3-42				

第二次訴訟確定判決					
科目	内訳	收支報告書の金額		支出額	按分割合
		H18年度	説明		
事務所費		1,310,008	1,310,008		1/2
事務費		640,324	640,324		1/2
人件費		960,000	960,000		1/2
				合計	1,455,166

政調事務所 和歌山市広道20番地（自宅とは別の場所）
 併設団体 ①後援会
 自宅 和歌山市和歌浦中一丁目3-42

違法支出金等一覧表

科目	内訳	按分割合	5月以降H19年度		H20年度		H21年度		H22年度	
			収支報告書の金額	支出額	収支報告書の金額	支出額	違法支出額	収支報告書の金額	支出額	違法支出額
事務所費		1/2	759,511	379,755	826,201	413,100	317,997	317,997	158,998	313,531
事務費		1/2	562,369	281,184	444,685	222,342	348,451	348,451	174,225	406,117
人件費		1/2	1,580,000	1,580,000	790,000	1,660,000	830,000	1,224,000	612,000	1,224,000
合計			2,901,880	2,901,880	1,450,939	2,930,885	1,465,442	1,890,448	1,890,448	945,223
政調事務所	和歌山市広道20番地（自宅とは別の場所）									
併設団体	①後援会									
自宅	和歌山市和歌浦中一丁目3-42									

科目	内訳	按分割合	H23年4月			合計違法支出金			4,940,565円		
			収支報告書の金額	支出額	違法支出額	うち、返還請求不能違法支出金合計(H23年4月分以前)	4,940,565円	うち、返還請求不能違法支出金合計(H23年4月分以前)	4,940,565円	うち、返還請求不能違法支出金合計(H23年4月分以前)	4,940,565円
事務所費		1/2	32,166	32,166	16,083						
事務費		1/2	64,110	64,110	32,055						
人件費		1/2	118,000	118,000	59,000						
合計			214,276	214,276	107,138						
政調事務所	和歌山市広道20番地（自宅とは別の場所）										
併設団体	①後援会										
自宅	和歌山市和歌浦中一丁目3-42										
小川義員に対する不当利得返還請求権						0円					
知事への損害賠償請求権						3,489,626円					
債権(H20年度～H23年4月分合計)							3,489,626円				

3 大沢広太郎

確定判決内容等一覧表

第一次訴訟確定判決					
科目	内訳	支出額		按分割合	収支報告書の金額
		H16年度	H17年度		
事務所費				1/5	
併設団体の事務所費					
固定電話使用料	206,052	297,853	251,957	1/6	
携帯電話使用料	77,703	78,456	78,079	1/6	
上記以外の事務費				1/5	
併設団体の備品・消耗品費					
人件費					
併設団体の備品・消耗品費 人件費				0	
政調事務所	田辺市湊1036番地（自宅）				
併設団体	①後援会 ②自由民主党紀伊田辺支部 ③自由民主党和歌山県田辺市第一支部 ④広友会				
備考					

第二次訴訟確定判決					
科目	内訳	支出額		按分割合	収支報告書の金額
		H18年度	説明		
事務所費	駐車場等	336,000			336,000
事務費	①固定電話使用料 ②携帯電話使用料 ③上記以外の事務費	251,957 712,735 382,699	先行判決の2年分の平均	1/6	209,964
人件費		960,000			960,000
合計					1,809,988
政調事務所	田辺市湊1036番地（自宅）				
併設団体	①後援会 ②自由民主党紀伊田辺支部 ③自由民主党和歌山県田辺市第一支部 ④広友会				
備考	併設団体の事務所費及び備品・消耗品費の加算を認めず。				

違法支出金等一覧表

科目	内訳	按分割合	5月以降H19年度			H20年度			H21年度			H22年度		
			収支報告書の金額	支出額	違法支出額									
事務所費	駐車場	1/5	154,000	154,000	123,200	168,000	168,000	134,400	168,000	168,000	134,400	168,000	168,000	134,400
固定電話使用料		1/6		230,961	192,467		251,957	209,964		251,957	209,964		251,957	209,964
事務費	携帯電話使用料	1/6	741,726	71,572	59,643	699,643	78,079	65,066	696,459	78,079	65,066	830,712	78,079	65,066
上記以外の事務費		1/5		439,193	351,354		369,607	295,686		366,423	293,138		500,676	400,541
人件費		0	880,000	880,000	880,000	960,000	960,000	960,000	960,000	960,000	960,000	960,000	960,000	960,000
合計			1,775,726	1,775,726	1,606,664	1,827,643	1,827,643	1,665,116	1,824,459	1,824,459	1,662,568	1,958,712	1,958,712	1,769,971
政調事務所	田辺市豪1036番地（自宅）													
備考														
①後援会														
②自由民主党紀伊田辺支部														
③自由民主党和歌山県田辺市第一支部														
④広友会														

科目	内訳	按分割合	H23年4月			合計違法支出金			合計違法支出金		
			収支報告書の金額	支出額	違法支出額	うち、返還請求不能 違法支出金合計(H2 3年4月分以前)	うち、返還請求可能 違法支出金合計(H2 3年4月分以前)	大沢元議員に対する 不當利得返還請求債 権	うち、返還請求不能 違法支出金合計(H2 3年4月分以前)	うち、返還請求可能 違法支出金合計(H2 3年4月分以前)	大沢元議員に対する 不當利得返還請求債 権
事務所費	事務所賃料	1/5	14,000	14,000	11,200				6,847,193円	6,847,193円	
固定電話使用料		1/6		20,996	17,497						
事務費	携帯電話使用料	1/6	63,447	6,507	5,422				6,847,193円	6,847,193円	
上記以外の事務費		1/5		35,944	28,755						
人件費		0	80,000	80,000	80,000						
合計			157,447	157,447	142,874						
政調事務所	田辺市豪1036番地（自宅）										
備考											
①後援会											
②自由民主党紀伊田辺支部											
③自由民主党和歌山県田辺市第一支部											
④広友会											
知事への損害賠償請求権 (H20年度～H2 3年4月分合計)									5,240,529円	5,240,529円	

4 尾崎要二

確定判決内容等一覧表

第一次訴訟確定判決			
科目	内訳	支出額	
		H16年度(5月以降分)	H17年度
事務費	固定電話使用料	106,772	144,130
	FAX電話使用料	52,449	50,025
	携帯電話使用料本人分	115,756	174,395
	携帯電話使用料家族使用分	35,471	32,054
	上記以外の事務費		
	併設団体の備品・消耗品費		
人件費			1/4
併設団体の人件費			1/4
政調事務所	海南市下津町上563番地2（自宅）		
備考			

第二次訴訟確定判決			
科目	内訳	支出額	
		H18年度	説明
事務費	①固定電話使用料	130,905	
	②FAX電話使用料	53,465	先行判決の2年分の支出が23ヶ月分であるから1/23分として算出
	③携帯電話使用料本人分	1,113,612	151,384
	④家族使用分	35,230	
	⑤上記以外の事務費	742,628	加算した上で按分
	併設団体備品・消耗品費 下記「注」 参照	642,893	1/4
人件費		533,500	396,248
併設団体の人件費		977,318	1/4
		合計	155,796
			820,647
政調事務所	海南市下津町上563番地2（自宅）		
備考			

注：併設団体の暦年支出を
H18年支出÷12×9+H19年支出÷12
×3にして年度支出に換算。

違法支出金等一覧表

科目	内訳	按分割合	5月以降H19年度			H20年度			H21年度			H22年度			
			収支報告書の金額	支出額	違法支出額	収支報告書の金額	支出額	違法支出額	収支報告書の金額	支出額	違法支出額	収支報告書の金額	支出額	違法支出額	
	①固定電話使用料	1/5	119,996	95,997	130,905	104,724			130,905	104,724		130,905	104,724		
	②FAX電話使用料	1/5	49,010	39,208	53,465	42,772			53,465	42,772		53,465	42,772		
事務費	③携帯電話使用料本人分	1/5	1,063,589	138,769	111,015	151,384	121,107		983,006	151,384	121,107	813,563	151,384	121,107	
	⑤上記以外の事務費	1/4		755,814	566,860	663,438	497,578		647,252	485,439			477,809	358,357	
人件費		1/4	707,000	707,000	530,250	810,800	608,100	735,000	551,250	976,500	976,500	732,375			
	合計		1,770,589	1,770,589	1,343,330	1,809,992	1,809,992	1,718,006	1,718,006	1,305,292	1,790,063	1,359,335			
政課事務所	併設団体	備考	海南市下津町上563番地2(自宅)	①後援会	②自由民主党和歌山県海草郡第二支部	③要政会									

科目	内訳	按分割合	H23年4月			5月以降H23年度			H24年度			合計違法支出金			
			収支報告書の金額	支出額	違法支出額	収支報告書の金額	支出額	違法支出額	収支報告書の金額	支出額	違法支出額	うち、返還請求不能違法支出金合計(H23年4月分以前)	5,432,474円		
	①固定電話使用料	1/5	0	0	119,996	95,997			130,905	104,724		130,905	104,724		
	②FAX電話使用料	1/5	16,982	0	49,010	39,208			771,534	53,465	42,772				
事務費	③携帯電話使用料本人分	1/5	0	0	767,318	138,769	111,015			151,384	121,107				
	⑤上記以外の事務費	1/4	16,982	12,736	459,543	344,657			435,780	326,835					
人件費		1/4	50,000	37,500	674,500	505,875	960,000	960,000	720,000	1,731,534	1,315,438				
	合計		66,982	50,236	1,441,818	1,441,818	1,096,752	1,096,752	1,731,534	1,315,438		2,412,190円			
政課事務所	併設団体	備考	海南市下津町上563番地2(自宅)	①後援会	②自由民主党和歌山県海草郡第二支部	③要政会	H23年4月の支出について、推認できる①②③④の合計が収支報告額を超えるので、支出のすべてをそれ以外の支出と推認した。	知事への損害賠償請求権(H20年度～H23年4月分合計)	4,089,144円						

5 坂本堂

確定判決内容等一覧表

第一次訴訟確定判決					
科目	内訳	支出額		平均	按分割合
		H16年度	H17年度		
事務所費	下記②の事務所費			0	
事務費用	携帯電話使用料 上記以外の事務費	431,629 不明		1/6 3/4	
人件費					
政調事務所	①和歌山県日高郡みなべ町南道352 ②同 郡日高町莉木13 ③同 郡美山村初湯川20				
上記①併設団体	①後援会 ②株式会社坂本農園 ③株式会社坂本建設				
自宅	和歌山県日高郡みなべ町谷口352-5				
自宅の併設団体	①株式会社坂本農園 ②後援会 ③自由民主党和歌山県日高郡第一支部				
備考					

第二次訴訟確定判決					
科目	内訳	支出額		按分割合	違法支出額
		H18年度	基準		
事務所費	下記②の事務所費	360,000	360,000	0	360,000
事務費	①携帯電話使用料 ②上記以外の事務費	431,629 473,670	431,629 42,041	1/6 1/6	359,691
人件費		390,000	390,000	3/4 3/4	97,500
	合計				827,701
政調事務所	①和歌山県日高郡みなべ町南道352 ②同 郡日高町莉木13 ③同 郡美山村初湯川20				
上記①併設団体	①後援会 ②株式会社坂本農園 ③株式会社坂本建設				
自宅	和歌山県日高郡みなべ町谷口352-5				
自宅の併設団体	①株式会社坂本農園 ②後援会 ③自由民主党和歌山県日高郡第一支部				
備考					

違法支出金等一覧表

科目	内訳	按分割合	5月以降H19年度			H20年度			H21年度			H22年度		
			収支報告書の金額	支出額	違法支出額	収支報告書の金額	支出額	違法支出額	収支報告書の金額	支出額	違法支出額	収支報告書の金額	支出額	違法支出額
事務所費	下記②の事務所費 上記以外の事務所費	0 3/4	385,000 55,000	330,000 13,750	480,000	360,000 120,000	360,000 30,000	410,255 50,255	360,000 12,564	360,000 21,566	360,000 211,566	0 0	0 52,891	0 0
事務費	①携帯電話使用料 ②上記以外の事務費	1/6 3/4	172,240 172,240	0 43,060	254,732	0 254,732	0 63,683	387,886 387,886	0 96,971	0 530,370	0 98,741	431,629 24,685	359,691 24,685	359,691 24,685
人件費	合計	3/4	990,000	990,000	247,500	740,000	740,000	185,000	980,000	980,000	245,000	965,500	965,500	241,375
政調事務所	①和歌山県日高郡みなべ町南道352、②同郡美山村初湯川120 上記①の併設団体 和歌山県日高郡みなべ町谷口352-5 自宅 自宅の併設団体 参考	合計	1,547,240	1,547,240	634,310	1,474,732	1,474,732	638,683	1,778,141	1,778,141	714,535	1,707,436	1,707,436	678,642

科目	内訳	按分割合	H23年4月			5月以降H23年度			H24年度			合計違法支出金 3,870,143円			
			収支報告書の金額	支出額	違法支出額	収支報告書の金額	支出額	違法支出額	収支報告書の金額	支出額	違法支出額	うち、返還請求不能 違法支出金合計(H2 3年4月以前)	坂本議員に対する不 当利得返還請求権	知事への損害賠償請求 権(20年度～H2 3年4月分合計)	
事務所費	下記②の事務所費 上記以外の事務所費	0 3/4	17,941 17,941	0 4,485	0 116,674	0 116,674	0 29,168	0 120,238	0 120,238	0 431,829	0 359,691	0 359,691	0 2,729,233円	0 2,729,233円	
事務費	①携帯電話使用料 ②上記以外の事務費	1/6 3/4	35,969 44,417	29,974 11,104	395,660 217,429	329,717 54,357	603,300 171,671	431,829 42,918	603,300 171,671	431,829 42,918	603,300 171,671	431,829 42,918	603,300 171,671	431,829 42,918	
人件費	合計	3/4	70,000	17,500	530,000	132,500	650,000	650,000	132,500	650,000	132,500	650,000	132,500	650,000	
政調事務所	①和歌山県日高郡みなべ町南道352、②同郡美山村初湯川120 上記①の併設団体 和歌山県日高郡みなべ町谷口352-5 自宅 自宅の併設団体 参考	合計	168,327	63,063	1,259,763	545,742	1,373,538	1,373,538	545,742	1,373,538	545,742	1,373,538	545,742	1,373,538	545,742

6 下川後樹

確定判決内容等一覧表

第一次訴訟確定判決						
科目	内訳	支出額		按分割合		
		H16年度	H17年度	平均		
事務費	固定電話使用料(Fax含む)	181,016		1/3		
	携帯電話使用料(5月以降)	80,631		1/5		
	上記以外の事務費			1/2		
	人件費			1/2		
政調事務所 和歌山県新宮市下田一丁目2番23号(自宅)						
併設団体 ①後援会						
設置団体 ②自由民主党新宮支部(和歌山県新宮市下本町1-1-2) ③紀新会(同 市神倉2-2-18)						

第二次訴訟確定判決						
科目	内訳	収支報告書の金額		支出額		
		H18年度	根拠	按分割合	違法支出額	
事務費	①固定電話使用料		先行判決のH17年度分	1/3	120,677	
	②携帯電話使用料	394,739	同上(1か月分につき12/11)	1/5	70,369	
	③上記以外の事務費		125,762		1/2	62,881
	人件費	960,000	960,000		1/2	480,000
合計						733,927
政調事務所 和歌山県新宮市下田一丁目2番23号(自宅)						
併設団体 ①後援会						
設置団体 ②自由民主党新宮支部(和歌山県新宮市下本町1-1-2) ③紀新会(同 市神倉2-2-18)						

違法支出金等一覧表

H21年度(4月~9月分)						
科目	内訳	H20年度		H21年度(4月~9月分)		合計違法支出金 1,395,567円
		収支報告書の金額	違法支出額	収支報告書の金額	支出額	
事務費	①固定電話使用料	1/3	0	0	0	
	②携帯電話使用料	1/5	128,728	0	226,446	
	③上記以外の事務費	1/2	128,728	64,364	226,446	
	人件費	1/2	880,000	440,000	960,000	
合計		1,008,728	1,008,728	504,364	1,186,446	
政調事務所 和歌山県新宮市下田一丁目2番23号(自宅)				480,000	480,000	240,000
併設団体 ①後援会				595,961	595,961	297,980
設置団体 ②自由民主党新宮支部(和歌山県新宮市下本町1-1-2) ③紀新会(同 市神倉2-2-18)						
備考						
知事への損害賠償請求権(H20年度とH21年度分合計)						891,203円

7 長坂隆司

確定判決内容等一覧表

第一次訴訟確定判決			
科目	内訳	支出額	
		H16年度	H17年度
事務所費			
併設団体②③の事務所費			1/4
事務費			
併設団体②③の備品・消耗品費			1/4
人件費			
併設団体②③の人件費			1/4
政調事務所	和歌山市東高松二丁目9番36号（自宅と同一敷地内のビル）		
併設団体	①後援会 ②政治団体「長坂政策研究会」 ③テナント「リビングタカマツ」		
備考			

第二次訴訟確定判決					
科目	内訳	収支報告書の金額		H18年度 支出額	説明
		内訳	按分割合		
事務所費				600,000	
併設団体②の事務所費				600,000	併設団体②の事務所費等を加えた上で
事務費				69,022	併設団体②の備品・消耗品費を加えた上で
併設団体②の備品・消耗品費				69,022	併設団体②の備品・消耗品費を加えた上で
人件費				1,200,000	併設団体②の人件費を加えた上で
併設団体②の入件費				1,200,000	併設団体②の人件費を加えた上で
					合計
					0
政調事務所	和歌山市東高松二丁目9番36号（自宅と同一敷地内のビル）				
併設団体	①後援会 ②政治団体「長坂政策研究会」 ③テナント「リビングタカマツ」				
備考					

違法支出金等一覧表

科目	内訳	按分割合	5月以降H19年度			H20年度			H21年度			H22年度		
			収支報告書の金額	支出額	違法支出額									
事務所費		1/4	668,874	668,874	501,655	752,809	564,607	710,019	710,019	532,514	835,459	835,459	626,594	
事務費		1/4	414,045	414,045	310,534	415,941	415,941	311,956	511,255	363,441	481,408	481,408	361,056	
人件費		1/4	1,100,000	1,100,000	825,000	840,000	840,000	630,000	840,000	630,000	840,000	840,000	630,000	
合計			2,182,919	2,182,919	1,637,189	2,008,750	2,008,750	1,506,563	2,061,274	2,061,274	1,545,955	2,156,867	2,156,867	1,617,650
政調事務所	和歌山市東高松二丁目9番36号（自宅と同一敷地内のビル）													
併設団体	①後援会 ②政治団体「長坂政策研究会」 ③テナント「リビングタカマツ」													
備考														

科目	内訳	按分割合	H23年4月			5月以降H23年度			H24年度			合計違法支出金 9,362,856円		
			収支報告書の金額	支出額	違法支出額	収支報告書の金額	支出額	違法支出額	収支報告書の金額	支出額	違法支出額	うち、返還請求不能 違法支出金合計(H23年4月分以前)	6,436,419円	長坂議員に対する不 当利得返還請求債権
事務所費		1/4	67,448	67,448	50,586	656,129	492,097	712,387	712,387	712,387	712,387	534,230		
事務費		1/4	34,635	34,635	25,976	448,314	448,314	336,235	360,087	360,087	360,087	270,085		
人件費		1/4	70,000	70,000	52,500	825,000	825,000	618,750	900,000	900,000	900,000	675,000		
合計			172,083	172,083	129,062	1,929,443	1,929,443	1,447,082	1,972,474	1,972,474	1,972,474	1,479,355		
政調事務所	和歌山市東高松二丁目9番36号（自宅と同一敷地内のビル）													
併設団体	①後援会 ②政治団体「長坂政策研究会」 ③テナント「リビングタカマツ」													
備考														
知事への損害賠償請求権(20年度～H23年4月分合計)														

8 野見山海

確定判決内容等一覧表

第一次訴訟確定判決					
科目	内訳	支出額		按分割合	第二次訴訟確定判決
		H16年度	H17年度		
事務費	固定電話使用料	170,575	132,057(2月まで)	157,895	1/5
	携帯電話使用料	122,045	83,140	102,593	1/5
	上記以外の事務費			1/4	
人件費		0			
政調事務所和歌山県田辺市下万呂945-42(自宅)					
併設団体	①後援会				
	②社会民主党和歌山県田辺支部				
	③政治団体「あつみ会」				

第一次訴訟確定判決					
科目	内訳	支出額		按分割合	第二次訴訟確定判決
		H18年度	収支報告書の金額		
事務費	①固定電話使用料		157,895	先行判決の2年分の12/23	1/5
	②携帯電話使用料	554,808	102,593	先行判決の2年分の平均	1/6
	③上記以外の事務費		294,370		1/4
併設団体①②の備品・消耗品費		388,697			123,566
人件費		960,000	960,000	合計	960,000
					1,295,376
政調事務所和歌山県田辺市下万呂945-42(自宅)					
併設団体	①後援会				
	②社会民主党和歌山県田辺支部				
	③政治団体「あつみ会」				
	④社会民主党和歌山県連合会(自宅とは別の場所)				
備考					

違法支出金等一覧表

科目	内訳	按分割合	5月以降H19年度		H20年度		H21年度	
			収支報告書の金額	支出額	収支報告書の金額	支出額	収支報告書の金額	支出額
事務費	①固定電話使用料	1/5	144,737	115,790	157,895	126,316	157,995	126,316
	②携帯電話使用料	1/6	403,646	94,044	406,459	102,593	357,389	102,593
	③上記以外の事務費	1/4		164,865	123,649	145,971	109,478	96,901
人件費	合計	0	660,000	660,000	720,000	720,000	720,000	720,000
政調事務所和歌山県田辺市下万呂945-42（自宅）								
併設団体	①後援会							
	②社会民主党和歌山県田辺支部							
	③政治団体「あつみ会」							
設置団体	④社会民主党和歌山県連国会（自宅とは別の場所）							
備考								

科目	内訳	按分割合	H22年度		H23年4月			
			収支報告書の金額	支出額	収支報告書の金額	支出額	収支報告書の金額	支出額
事務費	①固定電話使用料	1/5	157,895	126,316	0	0	0	0
	②携帯電話使用料	1/6	434,927	102,593	85,494	0	0	0
	③上記以外の事務費	1/4		174,439	130,829	0	0	0
人件費	合計	0	720,000	720,000	0	0	0	0
政調事務所和歌山県田辺市下万呂945-42（自宅）								
併設団体	①後援会							
	②社会民主党和歌山県田辺支部							
	③政治団体「あつみ会」							
設置団体	④社会民主党和歌山県連国会（自宅とは別の場所）							
備考								

うち、返還請求不能 違法支出金合計（H22 年度以前）	4,086,222円
野見山元議員に対する 不當利得返還請求 債権	0円
知事への損害賠償請求 債権（H20年度～H2 2年度合計）	3,108,413円

9 平成孝哉

確定判決内容等一覧表

第一次訴訟確定判決			
科目	内訳	支出額	
		H16年度	H17年度
事務費	携帯電話使用料 上記以外の事務費	201,738	196,999
人件費		1/2	1/2
併設団体の入会費		1/2	1/2
政調事務所	和歌山県伊都郡九度山町慈尊院160（自宅とは別の場所）		
併設団体	①後援会 ②自由民主党和歌山県伊都郡第二支部 ③政治団体「平政会」		
自宅併設団体	和歌山県伊都郡九度山町九度山1616番地		
自宅	和歌山県伊都郡九度山町九度山1616番地		
備考	携帯電話について1/2（議員以外の携帯を除外）		

第二次訴訟確定判決					
科目	内訳	収支報告書 の金額		支出額	
		H18年度	説明	按分割合	違法支出額
事務費	①携帯電話 使用料 ②上記以外 の事務費	235,074	199,369先行判決の2年分の平均	1/5	159,495
人件費		35,705		1/2	17,852
併設団体の入会費		1,800,000	1,800,000	1/2	900,000
	合計				1,077,347

政調事務所 和歌山県伊都郡九度山町慈尊院160（自宅とは別の場所）
 併設団体 ①後援会
 ②自由民主党和歌山県伊都郡第二支部
 ③政治団体「平政会」
 自宅併設団体 ②自由民主党「平政会」
 ③政治団体「平政会」
 自宅 和歌山県伊都郡九度山町九度山1616番地
 備考 携帯電話について1/2（議員以外の携帯を除外）
 併設団体の加算認めず。
 備考 併設団体の加算認めず。

違法支出金等一覧表

科目	内訳	按分割合	5月以降H19年度		H20年度		H21年度	
			収支報告書の金額	支出額	違法支出額	収支報告書の金額	支出額	違法支出額
事務費	①携帯電話使用料 ②上記以外の事務費	1/5 1/2	182,755 75,384	146,204 37,692	0 173,932	0 173,932	0 86,966	0 213,274
人件費		1/2	880,000	440,000	960,000	960,000	480,000	960,000
	合計		1,138,139	1,138,139	623,896	1,133,932	1,133,932	566,966
政調事務所	和歌山県伊都郡九度山町慈尊院160（自宅とは別の場所）							
併設団体	①後援会 ②自由民主党和歌山県伊都郡第二支部 ③政治団体「平政会」							
自宅併設団体	和歌山県伊都郡九度山町九度山161番地							
自宅	和歌山県伊都郡九度山町九度山161番地							
備考								

科目	内訳	按分割合	H22年度		H23年4月		合計違法支出金 2,518,878円	
			収支報告書の金額	支出額	違法支出額	収支報告書の金額	支出額	違法支出額
事務費	携帯電話使用料 上記以外の事務費	1/5 1/2	199,369 84,149	159,495 42,074	0 0	0 0	0 0	0 0
人件費		1/2	960,000	480,000	0	0	0	0
	合計		1,243,518	1,243,518	681,569	0	0	0
政調事務所	和歌山県伊都郡九度山町慈尊院160（自宅とは別の場所）							
併設団体	①後援会 ②自由民主党和歌山県伊都郡第二支部 ③政治団体「平政会」							
自宅併設団体	和歌山県伊都郡九度山町九度山161番地							
自宅	和歌山県伊都郡九度山町九度山161番地							
備考								
知事への損害賠償請求権（H20年度～H22年）							1,894,982円	
当利得返還請求権							0円	